

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】令和4年11月4日(2022.11.4)

【国際公開番号】WO2021/181602

【出願番号】特願2022-507110(P2022-507110)

【国際特許分類】

B 6 5 G 27/08 (2006.01)

【F I】

B 6 5 G 27/08

10

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月29日(2021.4.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

加振機を収容した筐体の天板の開口から、前記加振機の振動ヘッドを上方に突出させ、前記振動ヘッドと前記天板との間に、弾性変形可能な環状のシール部材を介在させたシール構造であって、

前記シール部材は、前記振動ヘッドの上部に連結される上方連結部と、該上方連結部に連なって前記天板に連結される中間連結部と、該中間連結部に連なって、前記振動ヘッドの下部に連結される下方連結部とを備え、

前記シール部材は、前記中間連結部と前記下方連結部との間に、前記中間連結部から前記下方連結部への水の流れを抑制するように屈曲変形した屈曲変形部を有する、

シール構造。

【請求項2】

前記シール部材は、前記上方連結部と前記中間連結部との間に、湾曲変形可能な外方へ膨出した膨出部を有する、

請求項1に記載のシール構造。

【請求項3】

(削除)

【請求項4】

(削除)

【請求項5】

前記屈曲変形部が凹溝である、

請求項1記載のシール構造。

【請求項6】

前記屈曲変形部が凹溝である、

請求項2記載のシール構造。

【請求項7】

前記シール部材は、透明又は半透明材料で構成されている、

請求項1、2、5または6のいずれか一項に記載のシール構造。

【請求項8】

前記筐体の前記天板は、部分的に隆起した隆起部を有し、該隆起部の上面に、前記シール部材の前記中間連結部が連結されている、

請求項1、2、5または6のいずれか一項に記載のシール構造。

30

40

50

【請求項 9】

筐体としてのセンター基体の上部に、物品を放射状に分散搬送する分散フィーダと、該分散フィーダで分散搬送された物品を更に外方に搬送する複数の直進フィーダとが設けられ、前記センター基体の外周部に、各直進フィーダからの物品を一時保持して排出する複数の供給ホッパと、各供給ホッパから排出された物品を保持して、その重量を計量する複数の計量ホッパとが設けられた計量装置であって、

前記複数の直進フィーダの加振機が、前記センター基体に収容され、該センター基体の天板の開口から上方へ突出した前記加振機の振動ヘッドに、前記直進フィーダのトラフが装着され、

前記直進フィーダの加振機の振動ヘッドと前記センター基体の天板との間に、弾性変形可能な環状のシール部材を介在させた前記請求項 7 に記載のシール構造を備える、

計量装置。

【請求項 10】

前記分散フィーダの加振機が、前記センター基体に収容され、該センター基体の天板の開口から上方へ突出した前記加振機の振動ヘッドに、前記分散フィーダのトップコーンが装着され、

前記分散フィーダの加振機の振動ヘッドと前記センター基体の前記天板との間に、弾性変形可能な環状のシール部材を介在させた前記請求項 7 に記載のシール構造を備える、

請求項 9 に記載の計量装置。

【請求項 11】

筐体としてのセンター基体の上部に、物品を放射状に分散搬送する分散フィーダと、該分散フィーダで分散搬送された物品を更に外方に搬送する複数の直進フィーダとが設けられ、前記センター基体の外周部に、各直進フィーダからの物品を一時保持して排出する複数の供給ホッパと、各供給ホッパから排出された物品を保持して、その重量を計量する複数の計量ホッパとが設けられた計量装置であって、

前記複数の直進フィーダの加振機が、前記センター基体に収容され、該センター基体の天板の開口から上方へ突出した前記加振機の振動ヘッドに、前記直進フィーダのトラフが装着され、

前記直進フィーダの加振機の振動ヘッドと前記センター基体の天板との間に、弾性変形可能な環状のシール部材を介在させた前記請求項 8 に記載のシール構造を備える、

計量装置。

【請求項 12】

前記分散フィーダの加振機が、前記センター基体に収容され、該センター基体の天板の開口から上方へ突出した前記加振機の振動ヘッドに、前記分散フィーダのトップコーンが装着され、

前記分散フィーダの加振機の振動ヘッドと前記センター基体の前記天板との間に、弾性変形可能な環状のシール部材を介在させた前記請求項 8 に記載のシール構造を備える、

請求項 11 に記載の計量装置。

10

20

30

40

50